

中期財政見通しと 今後の財政運営の考え方

平成 18 年 12 月
静岡県熱海市

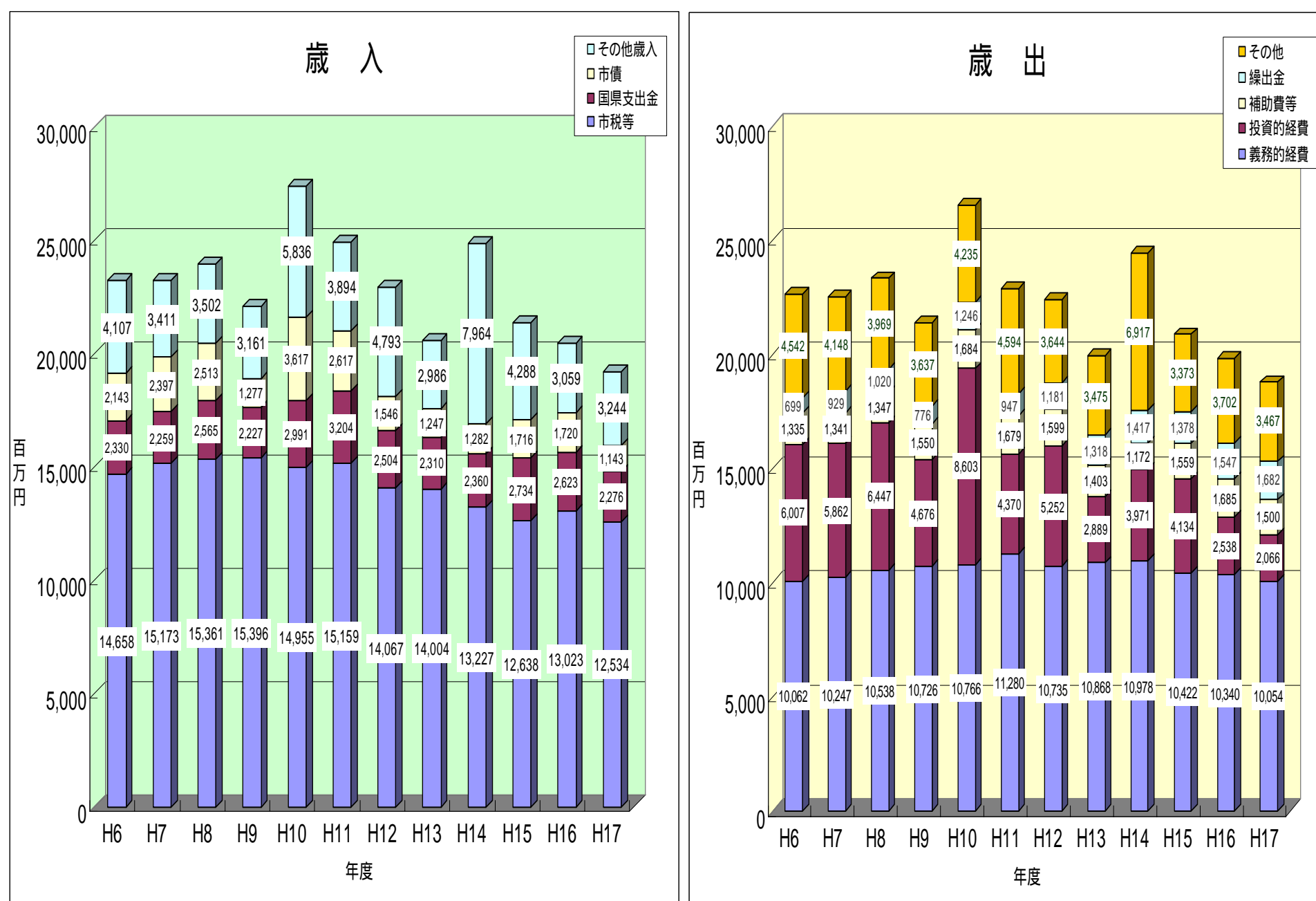
1. 目的

この「中期財政見通しと今後の財政運営の考え方」は、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれるなかで、様々な行政課題に適切に対処していくために、普通会計を対象に平成19年度から平成23年度までの5年間の収支仮定計算を行ったうえで、財政運営の考え方を提示するものです。

なお、「収支仮定計算」、「財政運営の考え方」については、経済情勢、地方行財政制度の見直し、本市の行財政改革の進捗など財政を取り巻く環境の変化を常に反映させるため、適宜見直しを行います。

2. 本市財政の状況

本市の普通会計の平成6～17年度の決算状況は、下記のグラフのとおりです。主な歳入・歳出科目の推移から、近年の特徴を説明します。



【市税】

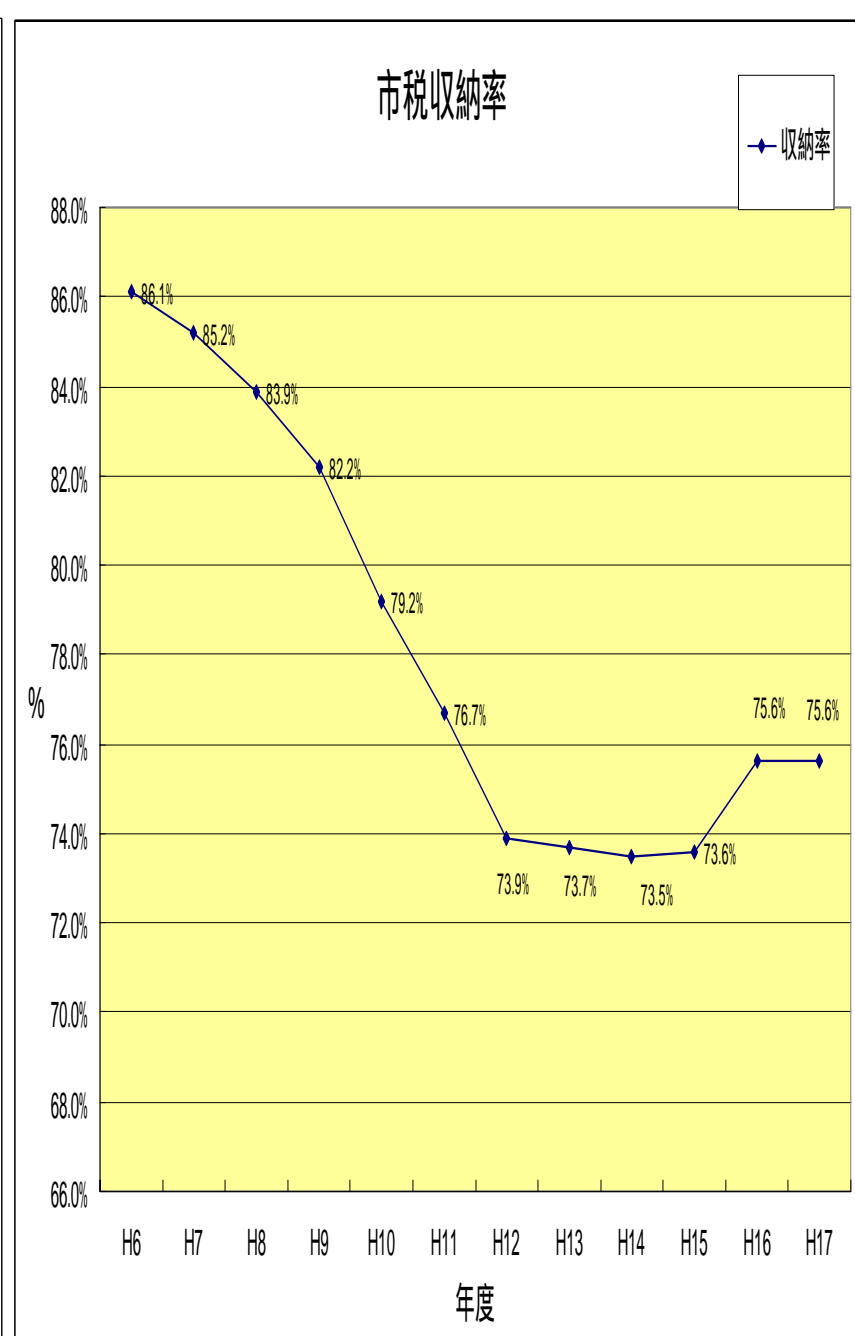
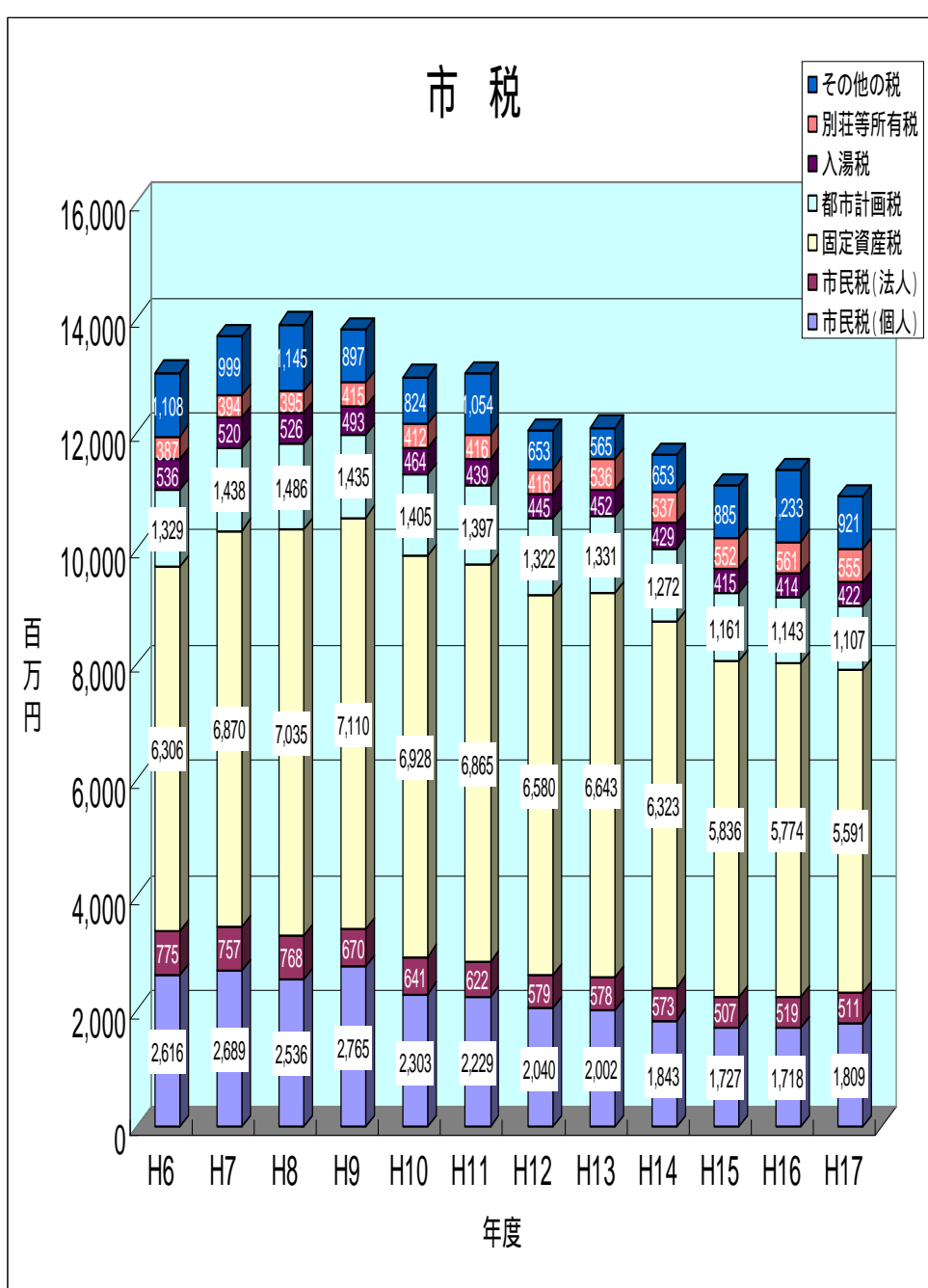
歳入の根幹である市税収入の総額は、平成8年度の13,891百万円をピークに減少しています。これは、景気の低迷や地方税財政制度の改正を受けてのものです。

個人住民税は、高齢化の一段の伸展による所得の減少、人口の減少に伴う納税義務者数が縮減していることや、数次にわたる減税の影響などから平成9年度から大きく減少しています。

法人市民税も、企業業績の不調や法人税率の引き下げなどにより、平成8年度から減少しています。

固定資産税は、景気の低迷を受けての地価の下落を反映し、評価替えごとに課税標準額が縮減し税収が落ちています。

また、本市は観光立市という特殊性のため、従来から市税収納率は低位で推移していましたが、平成14年度に底をうち、わずかながら持ち直してきています。



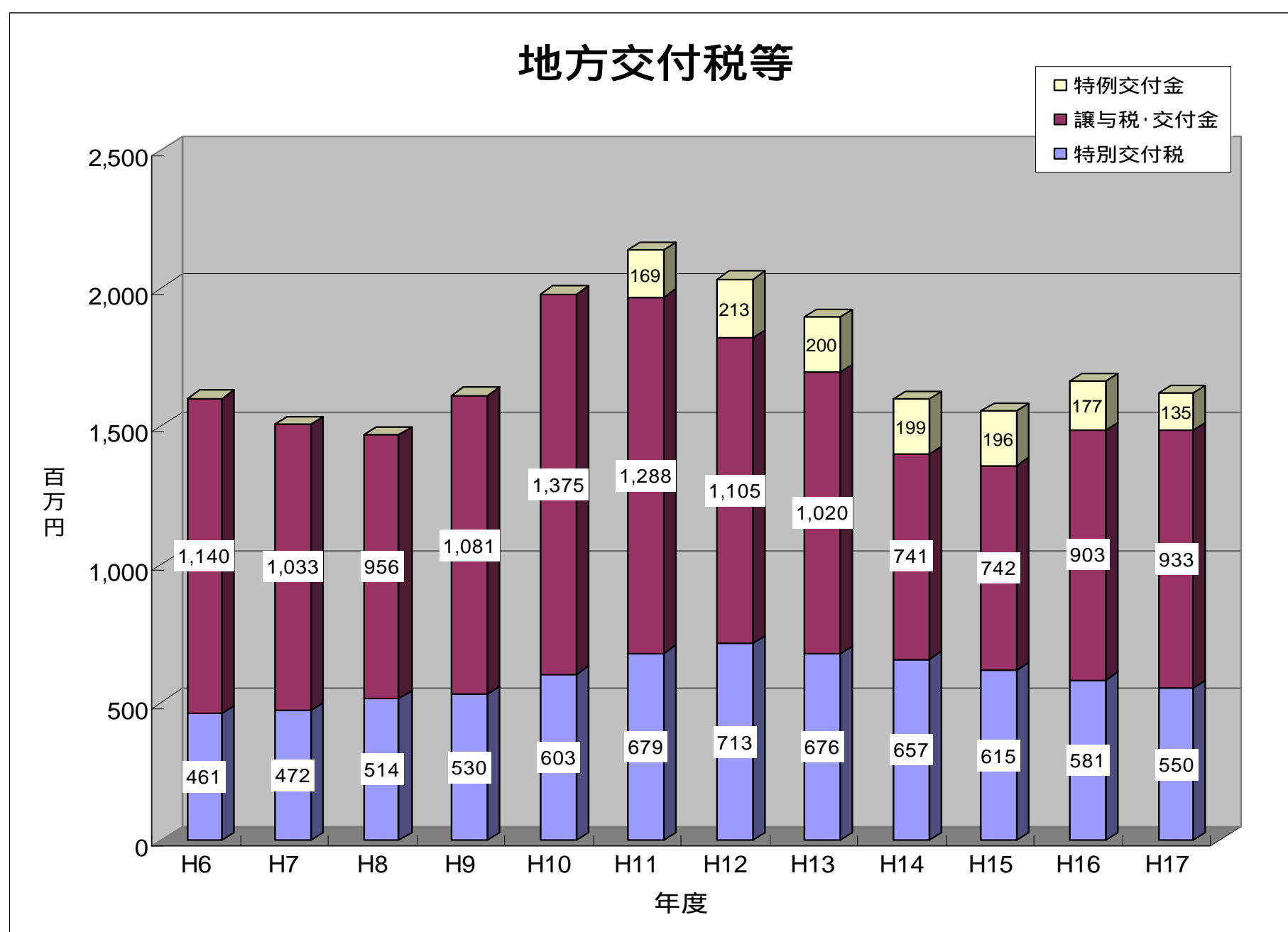
【地方交付税等】

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよ
う財源を保障するためのものです。本市は、交付税の算定上、普通交付税の不交付団体となっています。しかし、その他特別
な財政需要があるという見地から、特別交付税が交付されています。

特別交付税は、国の経済対策等を背景にした平成 12 年度の 713 百万円をピークに、その後交付税全体の縮減が図られた
ために年々減少しています。

地方譲与税や地方特例交付金などの交付金も、地方財政制度の改正の影響を受け、縮減傾向にあります。

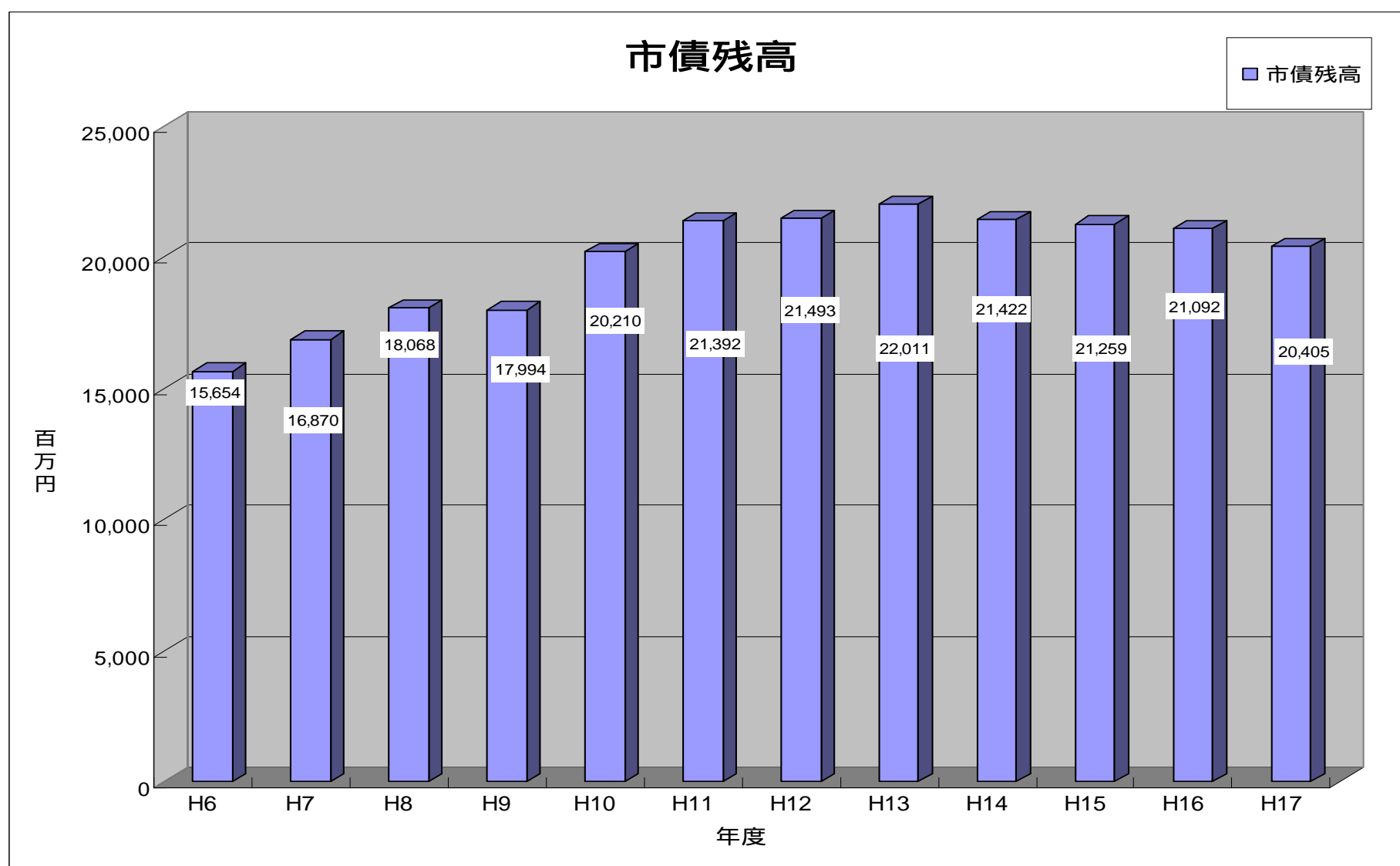
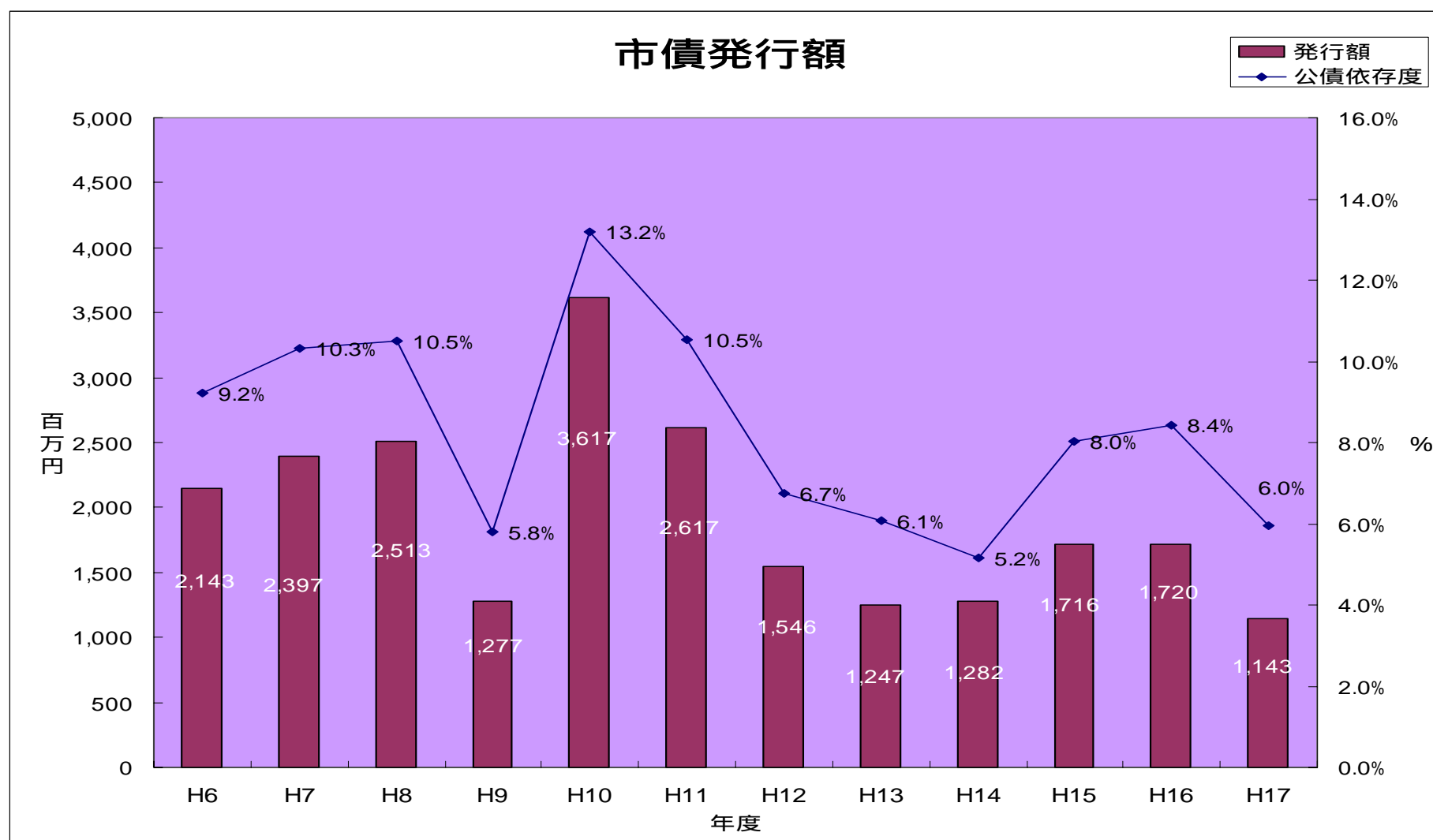
市税、地方交付税、地方譲与税、交付金などのいわゆる「一般財源」は、平成 17 年度まで、年平均 1.4%減で推移していま
す。



【市債】

エコプラント姫の沢の建設や起雲閣の取得整備などの大型施設の建設財源として、また減税などによる市税減収分の補填財源として、ピークである平成 10 年度では 36 億円を超える市債を発行しました。その後は国の経済対策等が縮減されたことや財政的見地から公債依存度(歳入総額に占める市債の割合)は下がっています。

市債残高についても、発行額が縮減している影響から平成 13 年度をピークに減少しています。

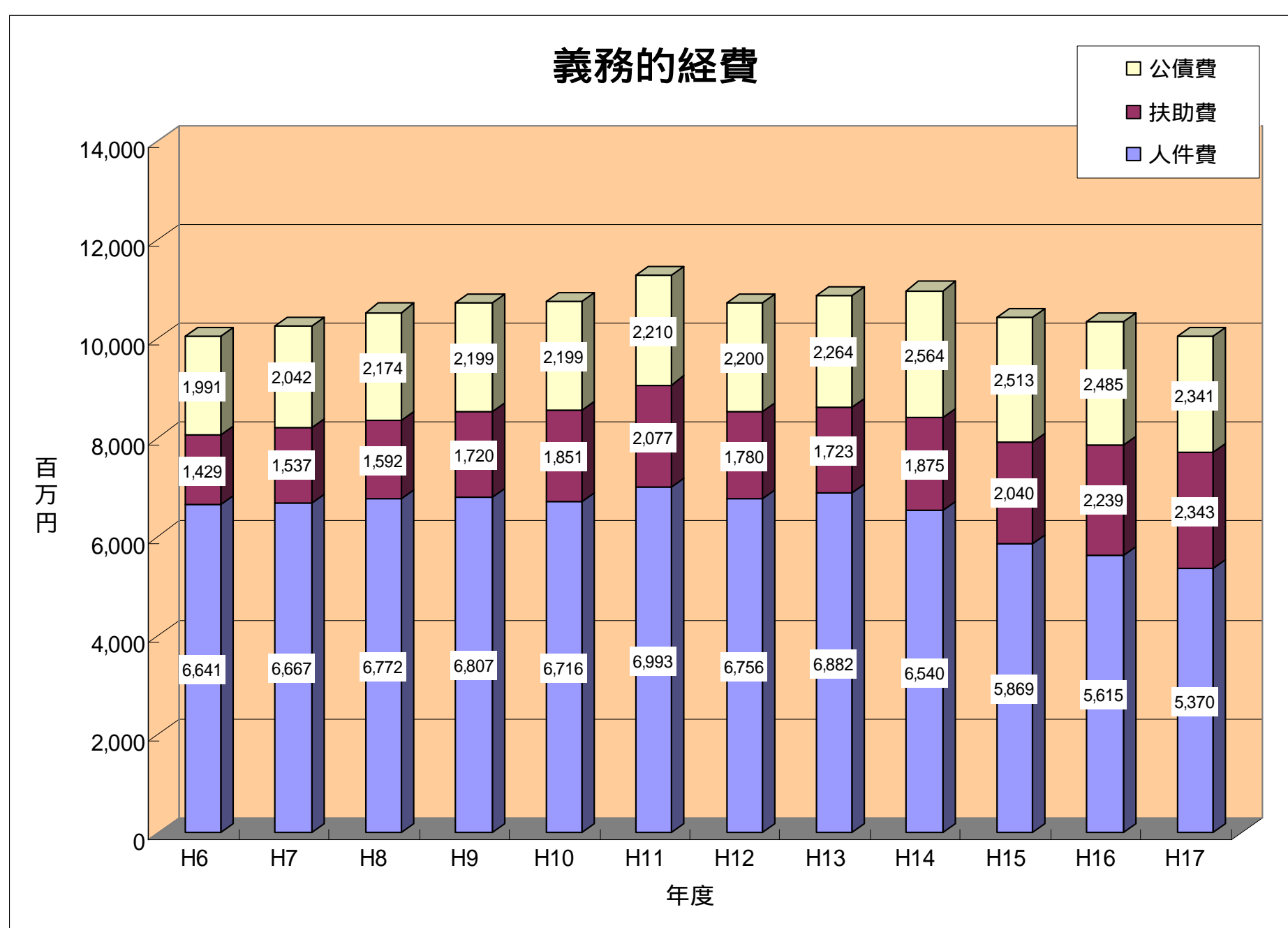


【義務的経費】

人件費は、定員適正化計画の実施による職員数減、人勤による給料額の減額、手当の見直しやカットなどから、平成 11 年度をピークに漸減しています。しかし、扶助費は、景気の低迷や高齢化の伸展、医療費の増嵩を明確に反映して、生活保護費や医療助成費などが大きく増加し、平成 6 年度と平成 17 年度を比べて約 1.64 倍の伸びを見せています。

市債の償還金である公債費は、このところの低金利状態により支払利息は抑制基調にあり、また市債発行額の縮小を受けて漸減傾向にあります。

これらの「義務的経費」は、平成 17 年度までほぼ横ばいで推移しています。



【特別会計への繰出金】

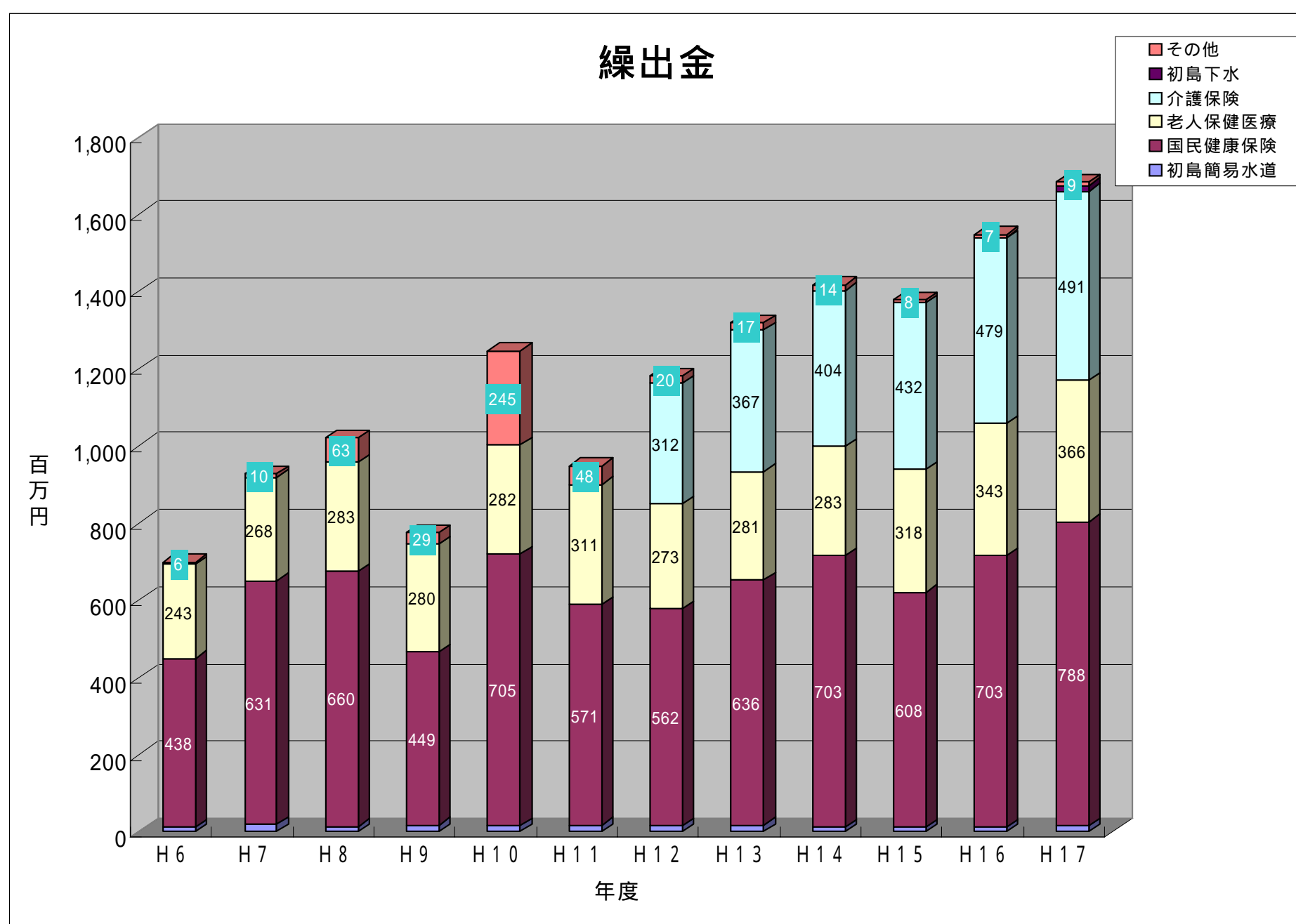
一般会計から他会計への繰出金は、制度上に予定された繰出金^aと当該会計における事業への財政支援としての繰出金^bとに分別できます。

前者は、他会計で行う事業のうち、その性質上、税等の一般財源を投入することが適当であると考えられる部分に対する繰り出しです。この経費は一般会計にとって義務的経費に準ずる経費と考えられています。

後者は、他会計の経営(収支)状況に応じて、赤字分などの所要額を税等で穴埋めするものです。財政支援としての繰り出しは、当該会計の効率化・合理化によって、可能な限り少なくすることが肝心ですが、国民健康保険会計の構造的な要因による資金不足は依然として続いており、一般会計の財政を圧迫する大きな要因となっています。

^a 国民健康保険会計、老人保健医療会計、介護保険会計などへの制度繰り出し分です。総務省から示される基準に基づき繰り出しています。このような繰り出しであっても、多額の繰り出しが経常化する場合は、独立採算、区分経理という特別会計制度の原則を歪めることになるため十分な注意が必要です。

^b 国民健康保険会計への収支不足分の繰り出し等の財政支援繰り出しをいいます。

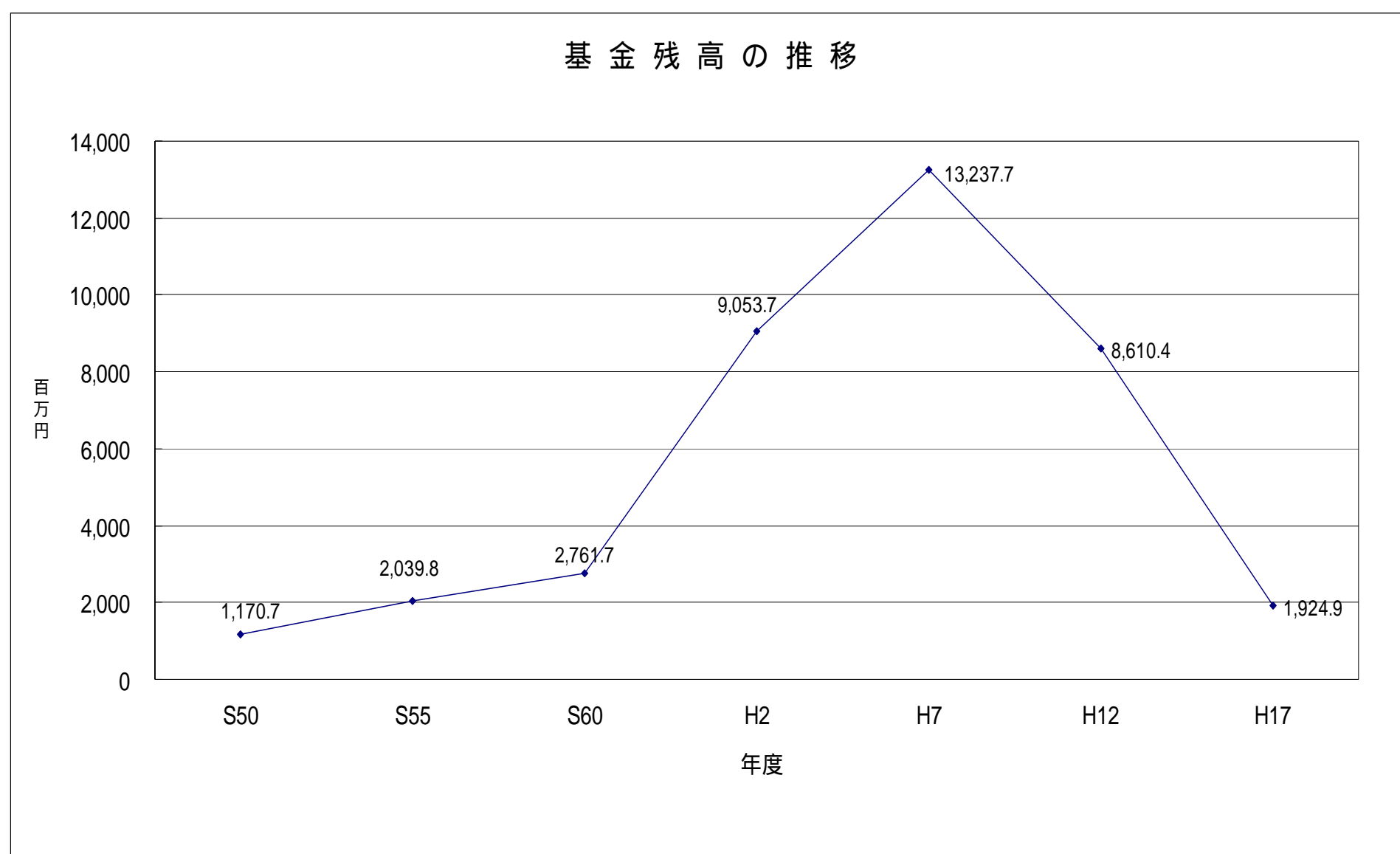


【基金の推移】

各年度末の基金の残高については、別紙 1 のとおりです。

昭和 50 年度末から平成 17 年度末までのすべての基金残高の推移をグラフにしました。

まさにバブル期から多額の積み立てが可能となり、その後の大型整備事業と経済環境の悪化から一気に基金を取り崩して財政運営をしたことがわかります。現在の基金残高水準は、昭和 55 年度末での残高と同程度になってしまいました。



基金の主な減少要因として、平成 7 年度から 11 年度の 5 年間では、退職手当約 15.1 億円、エコプラント姫の沢建設費約 26.6 億円、観光振興へ充当約 6.5 億円などを取り崩し一般会計に繰り入れました。平成 12 年度から 17 年度までの 5 年間では、退職手当約 22.5 億円、(学)国際医療福祉大学附属熱海病院建設費補助に 30 億円、同じく運営費補助に約 9.1 億円、財政調整として約 11 億円などを取り崩し一般会計へ繰り入れて財政運営を行いました。そのため、平成 7 年度に約 132 億円を有した基金総額が平成 17 年度末には約 19 億円に減少してしまいました。

これまでは、各年度の歳入を補填するために基金を繰入金として有効に活用してきましたが、今後の財政運営は、基金残高が少なくなってしまうためかなり制限され困難なものになると考えられます。

3. 財政見通し

別紙 2のとおり

【前提】

- * 平成 17 年度決算額と 18 年度予算編成時の諸条件を前提として、現在のまま推移した場合にどのような収支見込みになるかを 5 年間にわたり仮定計算しました。従って、この見通しは今後の経済情勢や国の地方財政施策によって、容易に変動するものであることから、この結果を担保するものではありません。また将来の予算編成を拘束するものでもありません。
- * 人口の変化については、コーホート要因分析法を用い、人口推移を推定しました。この人口に基づき個人住民税の仮定計算を行い、平成 19 年度からの住民税率フラット化及び定率減税の廃止による影響額等を見込みました。固定資産税については、平成 20 年度までは税収が落ちますが、その後は持ち直す見込みとしました。譲与税、交付金についてはこれまでの傾向から見込んだ値としました。
- * 地方交付税については、現在の国の地方財政対策の方向性から交付金額が縮小していくものと見込みました。
- * 国・県支出金は、普通建設事業費分と扶助費分を歳出見合いで計上し、定額で推移するものとしてしました。
- * 起債については、普通建設事業費充当分と臨時財政対策債、退職手当債の発行を見込み、定額で推移するものとしてしました。
- * その他収入には、分担金・負担金、寄附金、諸収入で 17 年度決算額と同額で計上し、定額で推移するものとしてしました。
- * 人件費は、職員給与ベースアップ 0.0%、退職手当は見込額を積み上げました。職員数等は「定員適正化計画」のとおりとしました。
- * 扶助費は、平成 17 年度決算数値から各年度 1.0%程度の伸び率で計上しました。
- * 普通建設事業費は定額としました。
- * 繰出金及び補助費等は、特別会計への繰出金と公営企業会計への補助金は所要額を積み上げ、その他は平成 17 年度決算額と同額で見込みました。

【見通しの結果】

- * 歳入については、特別交付税の縮減や税収の上向き傾向が弱いことから、平成 17 年度決算と比して約 17 億円程度の縮小となり、その程度の規模で推移していくものと見込まれます。市債については、普通建設事業に充てる建設事業債(地財法 5 条債)及び退職手当債、臨時財政対策債など(地財法 5 条枠外債)を見込んでいます。
- * 歳出では、人件費が職員数の減から縮減傾向と見込まれますが、扶助費、公債費が増嵩する傾向を見せます。また繰出金(国保会計等への繰り出し)や補助費(種々の団体への補助金や公企会計への補助金等)、物件費(委託料等)についても増加していく傾向が見込まれます。
- * これらのことから、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間で約 61 億円の収支不足額が発生する見通しとなりました。

- * 限られた財源で、中長期的に行政サービスの維持を図っていくためには、不断の行政改革はもちろんのこと、事務事業の効率的な執行によるコストの低減、効果の高い事務事業の優先的実施などに取り組んでいく必要があります。

4. 今後の財政運営の考え方

(1) 行政の事業の領域(事業量)の見直し

行財政改革を進めていく中で、受益と負担の関係の見直しが必要かつ重要になっています。市民・企業・行政が協働して住みよいまちづくりを行うという視点に立ち、それぞれが果たすべき公共的な役割を担っていくことが求められています。行政が果たすべき役割、すなわち事業領域(事業量)を考えていく中で、民間に任せるべき事務事業は民間に委ねる取り組みを進めていきます。

また、行政が行う領域にあっても市場化テスト等の導入を検討し、将来の行政に係るコストの削減を図っていきます。

(2) 事業計画の整備と評価への取り組み

将来予想される大型事業(施設整備等)のフルコストでの事業計画を整備し、その施設等を維持するために必要なコストを明確にし、将来負担が適正な規模か否か、投資すべきか否か等、的確な判断基準を整備していきます。またこのような事業実施の効果を正確に測定する方法を検討します。

(3) 歳入の確保

市税の確保

固定資産評価額が低迷しているなかで、本市では、新たな集合住宅の建設が計画されており、将来への含み資産が増加していく傾向が窺えます。また、主要産業である観光関連業への計画的かつ効果的な投資により、観光交流客数の伸展を目指していくことで、経済基盤の充実による税収の安定的な確保を図ります。また、収納率の向上のための施策を様々な角度から検討していきます。

適正な受益者負担

使用料、手数料の見直しにより、従前は負担していただいていた行政サービスについて受益者負担の原則に基づく負担をお願いしていきます。

資産の処分

市の所有地のうち、社会経済情勢の変化により、今後公共的な利用が見込まれなくなった土地については、厳しい財政状況を踏まえ、積極的に売却処分していきます。

基金の活用

厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き各基金に属する現金については、一般会計への繰入などで財源対策として活用していきます。

起債発行

起債は、世代間の負担調整機能や地方財政の年度間負担調整機能をもつ重要な財源として、今後も有効に活用していきます。特に団塊の世代の退職時期を迎えることから、現在の財政状況では、退職手当が過重な負担となることが見込まれていますので、退職手当債等を有効に活用し、負担の調整をしていきます。当然のこととして、後年度負担が過大にならないように総額で抑制していきます。

(4)歳出の見直し

歳出全般にわたる見直し

厳しい財政運営が見込まれることから、新規事業はもとより、現行の事務事業を継続することすらも困難になります。したがって、集中改革プランの前倒しでの実施、市場化テスト導入検討、優先度・効果の低い事務事業の廃止・削減を含めて全歳出を総点検し経費の大幅な圧縮をします。

義務的経費

1)人件費 定員管理

定員適正化計画を再考し、人口規模に見合った定員に短期間で近づけていきます。

組織・機構

事務事業の削減や縮小に合わせた機構にしていきます。いわゆる「小さな行政体」にしていきます。

退職手当

勸奨退職資格を時限的に拡充した全職員を対象にした早期退職制度の構築を検討し、職員数の早期縮減を図ります。

給与制度の見直し

給料・手当の見直しなど給与総額の縮減の検討をします。

2) 扶助費

保護率が伸長している現状を踏まえ、自立に向けた就労支援等の強化に努めるとともに、不正受給対策の強化により保護の適正化に取り組んでいきます。また、法定でない扶助費については廃止・削減の方向で見直しをしていきます。

3) 公債費

将来世代への負担が過大にならないよう起債発行額は総額で抑制していきます。

他会計繰出金

受益者負担の原則を的確に適用し、料金(国保税)等の適切な設定をし、それによって縮減を目指します。

投資的経費

公園等観光施設、道路、その他公共施設に係る投資的経費(建設費)については、これらの施設が総じて一定の整備水準に達している現状を踏まえて、総額で抑制することとします。

補助金

本市単独の補助金などについて、過去の慣例や先例、他都市との均衡などにとらわれず、事業開始時からの社会経済情勢の変化や補助対象者の財政状況に応じて、積極的に廃止、縮減をします。

公共施設の廃止、統合の検討

全ての施設について、その存在意義、規模の適確性等そもそもから検討し、統合廃止を考えます。